

---

# **海岸漂着物処理推進法施行状況調査結果 (令和4年度)**

## 法に基づく地域計画の策定、地域連携

1. 地域計画策定状況（法第14条）
2. 計画取組状況のモニタリング指標
3. 協議会組織状況（法第15条）
4. 推進員委嘱・推進団体指定状況（法第16条）

## 海洋ごみ対策の個別施策（調査、発生抑制、回収処理）

5. 海洋ごみの発生状況・原因の調査実施状況（法第22条）
6. 土地の所有者等への助言・指導（法第24条）
7. 民間団体等との連携（法第25条）
8. 漁業者の協力による海洋ごみ回収・処理の推進体制(法第25条)
9. 発生抑制対策（法第23条、第26条、第27条）
10. 地方公共団体同士の連携
11. 補助金によって得られた具体的な効果

## 海洋プラ問題などに関する各都道府県の方針と課題

12. 方針、計画、ビジョン、宣言等の策定・改定
13. 各都道府県からの課題、提案、要望

---

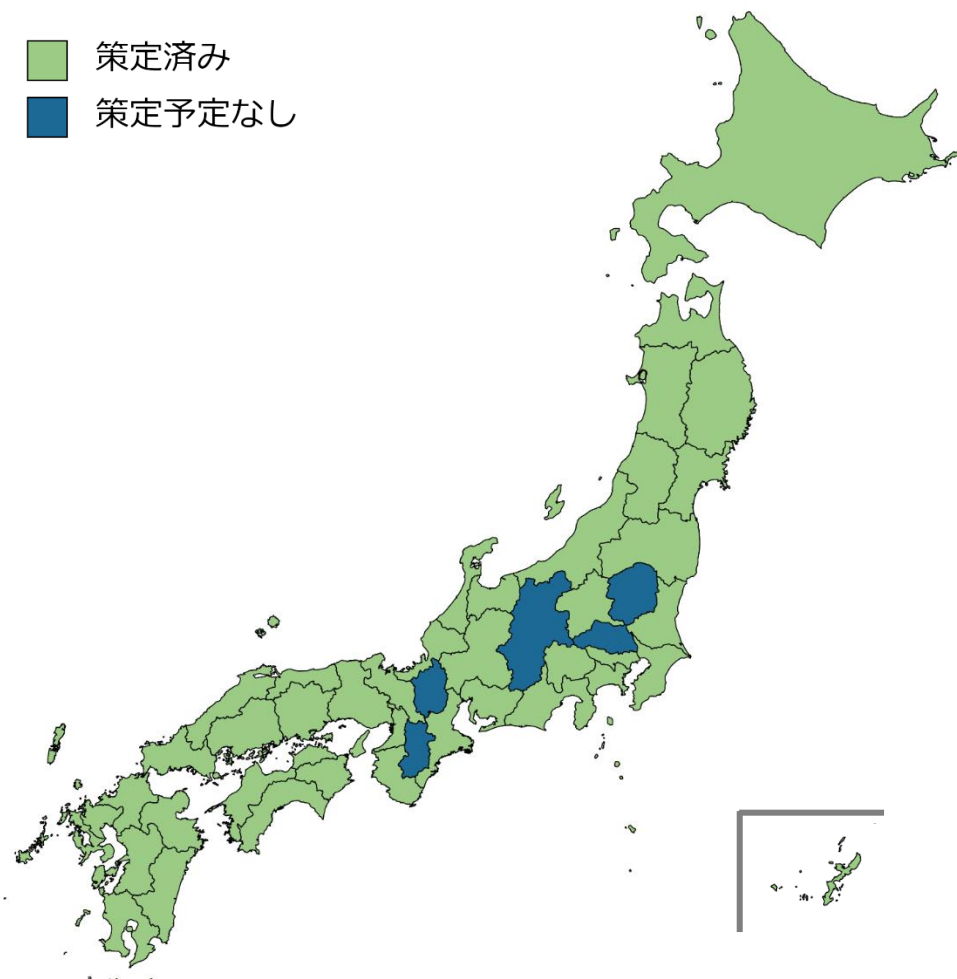
# 法に基づく地域計画の策定、地域連携

# 1. 地域計画策定状況（法第14条）

- 地域計画は42都道府県が策定済みであり、令和4年度に新たに策定された自治体はなかった（令和3年度時点：42都道府県）。
- 未策定は5県(主な理由：内陸県で海がない)。

| 策定状況 | 都道府県数 | 都道府県名                                                                                                                                                                                                                            |
|------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 策定済み | 42    | <u>計画改定済み／改訂予定なし</u> ：<br>北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県<br><br><u>計画改定予定あり</u> ：<br>群馬県、東京都、神奈川県、富山県、山梨県、岐阜県、岡山県、香川県、福岡県、熊本県、大分県 |
| 策定中  | 0     |                                                                                                                                                                                                                                  |
| 未策定  | 5     | <u>策定予定なし</u> ：<br>栃木県、埼玉県、長野県、滋賀県、奈良県                                                                                                                                                                                           |
| 計    | 47    |                                                                                                                                                                                                                                  |

策定済み  
策定予定なし



## 2. 計画取組状況のモニタリング指標

- 計画取組状況を評価するためのモニタリング指標を定めている都道府県は8府県であり、岐阜県が新たに追加された。（令和3年度時点：7府県）。
- 主な指標は回収に係るもの（回数、回収率、参加者数）や目視調査による海岸清潔度、計画策定や発生抑制対策等の実施に関するものであった。

| 自治体 | 【指標】                     | 【数値目標】                                        | 【進捗管理の手法】                   |
|-----|--------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------|
| 秋田県 | 計画期間中に、海岸漂着物対策に取り組んだ市町村数 | 25市町村                                         | 各市町村に年度末までに実施実績を報告してもらうよう依頼 |
| 山形県 | 水辺の散乱ごみの指標評価手法による海岸清潔度   | 海岸清潔度のランクを平成23年度春期より1ランク以上高める                 | 年2回海岸清潔度モニタリング調査を実施         |
| 群馬県 | 発生抑制対策、環境学習に関する16指標      | 県環境基本計画において設定されている数値目標と同一とすることを基本としつつ、各事業毎に設定 | 県環境基本計画の進捗状況調査を毎年実施         |

## 2. 計画取組状況のモニタリング指標

| 自治体 | 【指標】                                        | 【数値目標】                        | 【進捗管理の手法】                       |
|-----|---------------------------------------------|-------------------------------|---------------------------------|
| 富山県 | 海岸の清潔保持のための利用<br>シーズン前の回収作業回数               | 2回以上                          | 富山県海岸漂着物対策推進協議<br>会にて進捗状況について確認 |
|     | 大量漂着時の回収作業率                                 | 100%                          |                                 |
|     | 海岸清掃に取り組む団体数                                | 120団体                         |                                 |
|     | 環境美化活動の参加者数                                 | 13万人                          |                                 |
|     | 学びの場づくり（学びの場への参<br>加人数）                     | 15千人                          |                                 |
|     | 海岸漂着物の発生源の認知度                               | 60%                           |                                 |
|     | 県内の海岸の好感度（県内の海<br>岸を美しく誇れるものと思っている<br>人の割合） | 75%                           |                                 |
|     | 漂着物調査による環境教育                                | 1,200人                        |                                 |
| 岐阜県 | 散乱ごみの状況                                     | 令和7年度、令和12年度ま<br>でに散乱ごみの状況を調査 | 状況を調査する                         |
|     | 環境美化活動の実施件数と参加<br>人数調査                      | -                             | 毎年度調査する                         |
|     | 見える化ページに登録された清掃<br>活動の参加人数                  | -                             |                                 |
|     | 県民に対して海洋ごみの発生源に<br>関する認知度調査                 | -                             | 3年ごとにモニター調査                     |

## 2. 計画取組状況のモニタリング指標

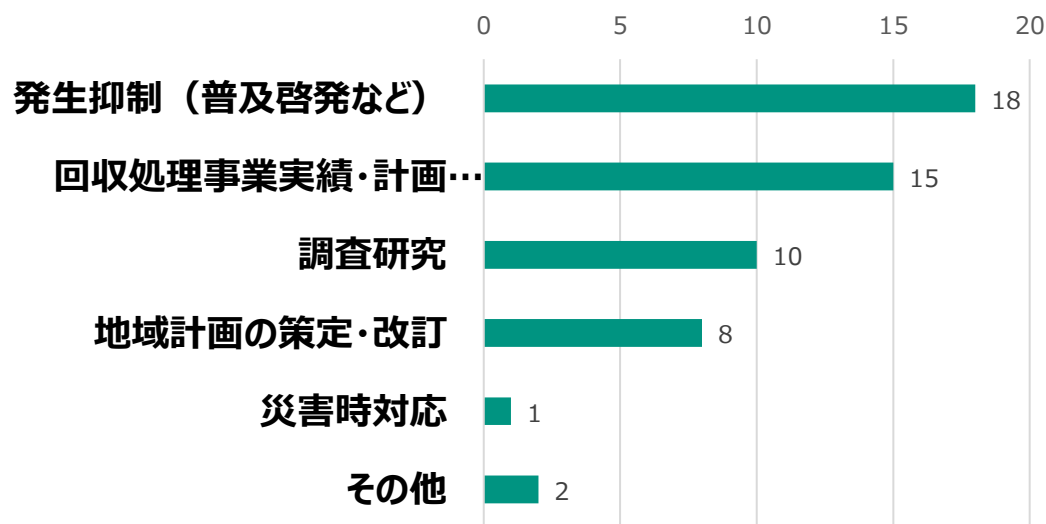
| 自治体 | 【指標】                                                           | 【数値目標】                                                           | 【進捗管理の手法】                                                                                                          |
|-----|----------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大阪府 | 指標海岸における清潔度                                                    | -                                                                | 清潔度指標の測定                                                                                                           |
|     | 府民の行動変容の状況                                                     | -                                                                | アンケート等                                                                                                             |
|     | 計画に基づく取組の実施状況                                                  | -                                                                | 美化活動への参加人数やごみの回収量等                                                                                                 |
| 広島県 | 各重点区域における、ごみ回収量と「水辺の散乱ごみの指標評価手法（海岸版）」に基づいた評価ランク（評価ランク対応表（同計画）） | 1海岸あたりにつき、ごみ袋換算で8分の1袋＝2Lペットボトルが1本、または500mlペットボトルが3～4本程度＝かさ容量2.5L | <ul style="list-style-type: none"> <li>各重点区域における、ごみ回収量と評価ランクの減少度合い</li> <li>平成28年度を基準に海岸清掃参加人数が増加していること</li> </ul> |
| 香川県 | 香川県方式の海底堆積ごみ等回収・処理システム実施漁協数                                    | 令和7年度までに25漁協                                                     | -                                                                                                                  |
|     | 県内一斉海ごみクリーン作戦「さぬ☆キラ」参加者数                                       | 令和7年度までに累計302,500人                                               |                                                                                                                    |
|     | 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱人数                                              | 令和7年度までに20人                                                      |                                                                                                                    |

### 3. 協議会組織状況（法第15条）

- 組織済みは27道府県であった（令和3年度時点：28道府県）。検討中は2県、他組織での対応は4県であった。
- 主な構成員は、国の関係機関やNPO/NGO法人等。構成員に市区町村の担当者を含む20道府県のうち、内陸市町村からの参加があったのは10道府県であった。

| 組織状況    | 都道府県数 | 都道府県名                                                                                                        |
|---------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 組織済み    | 27    | 北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、千葉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 |
| 検討中     | 2     | 検討中：宮城県、兵庫県                                                                                                  |
| 他の組織で対応 | 4     | 神奈川県、東京都、静岡県、和歌山県、岡山県、広島県、高知県                                                                                |
| 組織予定なし  | 14    | 福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、長野県、滋賀県、大阪府、奈良県、鳥取県、島根県                                                                  |
| 計       | 47    |                                                                                                              |

協議会における協議事項（道府県数、複数回答あり）



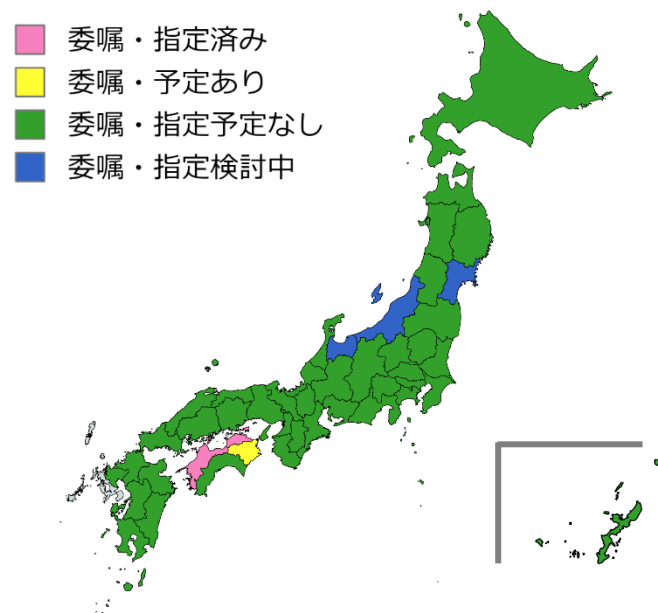
#### 【その他の内容】

- ・木造船等漂着時の対応
- ・海洋ごみ対策の最新の動向について

## 4. 推進員委嘱・推進団体指定状況（法第16条）

- 推進員や推進団体を委嘱・指定済み、委嘱・指定予定の県は、前年度と同様であった。
- 委嘱・指定予定のない都道府県の理由としては、「必要性がない」「既存の取組あり」が中心。その他の意見として、有識者の把握が困難等が挙げられた。

| 委嘱・指定状況   | 都道府県数 | 都道府県名                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委嘱・指定済み   | 2     | 愛媛県、香川県                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 委嘱・指定予定あり | 1     | 徳島県                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 委嘱・指定検討中  | 3     | 宮城県、新潟県、富山県                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 委嘱・指定予定なし | 41    | <p><u>必要性がない</u>：</p> <p>北海道、青森県、秋田県、福島県、茨城県、千葉県、福井県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、山口県、佐賀県、宮崎県、鹿児島県</p> <p><u>既存の取組あり</u>：</p> <p>山形県、東京都、神奈川県、石川県、愛知県、鳥取県、広島県、高知県、長崎県、熊本県、大分県</p> <p><u>内陸県のため</u>：</p> <p>栃木県、群馬県、埼玉県、山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県、奈良県</p> <p><u>その他</u>：</p> <p>岩手県、福岡県、沖縄県</p> |
| 計         | 47    |                                                                                                                                                                                                                                                                                          |



### 【その他の内容】

- ・ 海岸漂着物対策の推進を図るための活動に熱意と識見を有する者の把握が困難であるため
- ・ 海岸漂着物対策に特化した推進員の委嘱の費用対効果を検討した結果、他の事業と比較して優先度が低いため
- ・ 委嘱実施の必要性や実施方法・評価基準等の検討が必要であるため
- ・ 予算上の理由

---

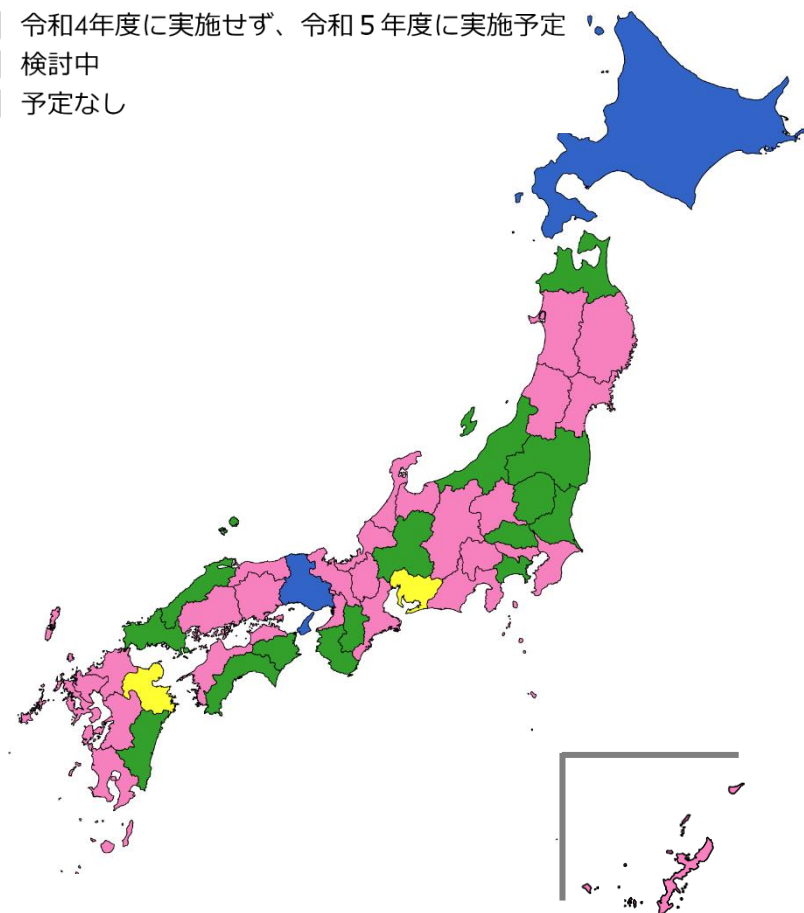
# **海洋ごみ対策の個別施策 (調査、発生抑制、回収処理)**

## 5. 海洋ごみの発生状況・原因の調査実施状況（法第22条）

- 28都道府県が令和4年度に調査を実施。継続的に行われている調査とそうでない調査があり、令和2年度（27都府県）、令和3年度（24都道府県）と年による変動がみられる。
- 令和5年度は30都府県が調査を実施予定。

| 組織状況                  | 都道府県数 | 都道府県名                                                                                                            |
|-----------------------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和4年度に実施し、令和5年度も実施予定  | 28    | 岩手県、宮城県、秋田県、山形県、群馬県、千葉県、東京都、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、静岡県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、鳥取県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県 |
| 令和4年度に実施せず、令和5年度に実施予定 | 2     | 愛知県、大分県                                                                                                          |
| 検討中                   | 2     | 北海道、兵庫県                                                                                                          |
| 予定なし                  | 15    | 青森県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、神奈川県、新潟県、岐阜県、奈良県、和歌山県、島根県、山口県、徳島県、高知県、宮崎県                                                    |
| 計                     | 47    |                                                                                                                  |

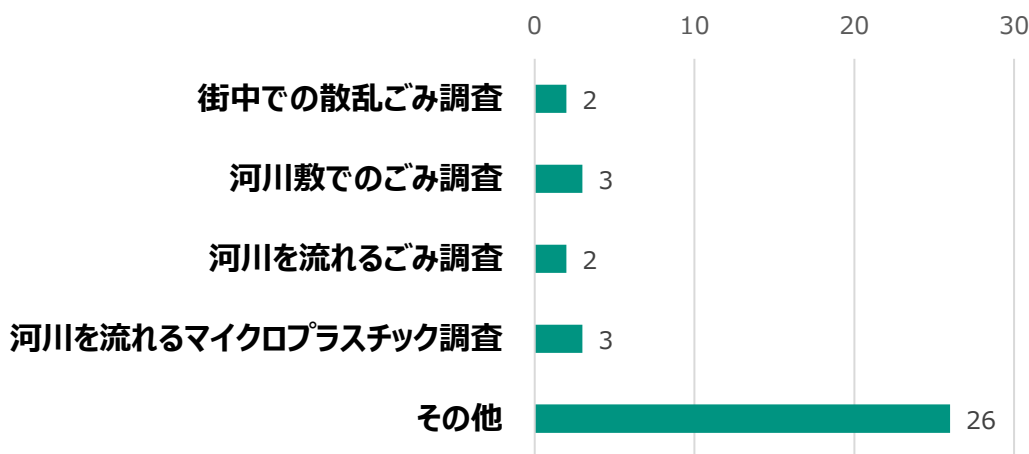
- 令和4年度に実施し、令和5年度も実施予定
- 令和4年度に実施せず、令和5年度に実施予定
- 検討中
- 予定なし



## 5. 海洋ごみの発生状況・原因の調査実施状況（法第22条）

- 「地方公共団体向け漂着ごみ組成調査ガイドライン」に基づく漂着ごみ組成調査を除くその他の調査内容は、主に海岸漂着物の調査に係るものであった。
- また、調査結果の主な用途としては、対策推進の基礎資料や、ウェブサイト等での公表による普及啓発が挙げられた。

主な調査内容（都道府県数、複数回答あり、「地方公共団体向け漂着ごみ組成調査ガイドライン」に基づく漂着ごみ組成調査を除く）



### 【その他の主な調査内容】

- ・ 海岸におけるプラスチックごみの分布状況調査
- ・ 海岸及び河川での漂着物実態調査
- ・ 海岸清潔度モニタリング調査
- ・ 河川水中のマイクロプラスチック調査
- ・ 河川、海域、下水道施設等でのマイクロプラスチック調査
- ・ マイクロプラスチックの流出・漂流実態調査
- ・ 水産多面的機能発揮対策事業による定期モニタリング
- ・ 散在性ごみ定点観測実態調査
- ・ 海浜等清掃活動実施状況調査

### 【調査結果の主な用途】

- ・ 調査結果を公表し、発生抑制の啓発活動に使用するため
- ・ プラスチックごみの発生源等を推定し、具体的な発生抑制対策に取り組むため
- ・ 回収処理対策の効果を検証するため
- ・ 海ごみ分布マップをHPで公開し、ボランティア清掃の場所選定等に役立ててもらうため
- ・ プラスチックごみの組成や存在量について、経年変化を把握するため

## 6. 土地の所有者等への助言・指導（法第24条）

- 令和4年度に8府県が第24条に基づき、土地所有者等への助言・指導を実施。
- 同条の規定にかかわらず助言及び指導したのは7府県であった（令和3年度では8府県）。

| 組織状況               | 都道府県数 | 都道府県名                                                                                                                                                          |
|--------------------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第二十四条に基づき、行った      | 1     | 宮崎県                                                                                                                                                            |
| 第二十四条の規定にかかわらず、行った | 7     | 秋田県、茨城県、静岡県、京都府、奈良県、福岡県、熊本県                                                                                                                                    |
| 行わなかった             | 39    | 北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県、沖縄県 |
| 計                  | 47    |                                                                                                                                                                |

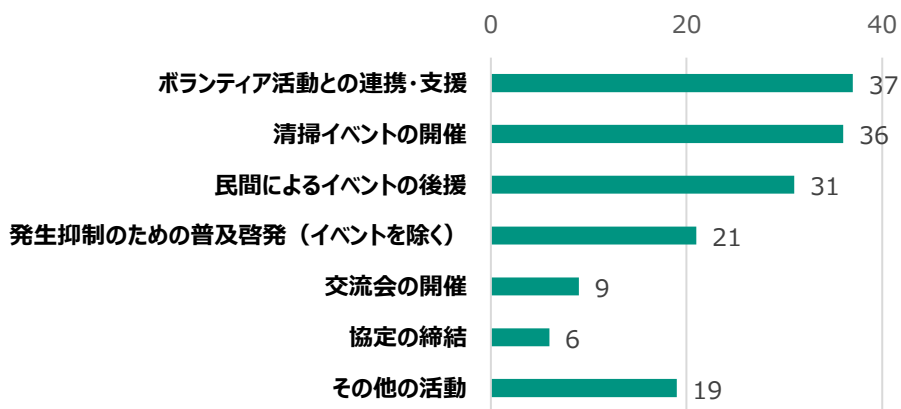
### 【助言・指導の内容】

- 不法投棄の原因者又は土地の所有者等に対し、必要な指導を実施
- 河川の草刈りを行う団体（自治会）への啓発
- 川や側溝に投棄された不法投棄物が判明した際に、警察と共同で指導
- 不法投棄やポイ捨て等、河川への流出・飛散の危険性に関わらず、行為者や土地管理者への撤去指導等を実施
- 廃棄物の多量排出事業所等への立入の際に、適正管理の促進について指導・啓発を実施
- 不法投棄物の発見後、土地所有者を明らかにし、河川その他の公共の水域に関わらず飛散等を防止するように指導
- 住民に対し、出水期前に家の周りを片付けるように助言
- 林地残材等流出予見箇所の調査を実施

## 7. 民間団体等との連携（法第25条）

- 最も多かったのは「ボランティア活動との連携・支援」、次いで「清掃イベントの開催」であった。この傾向は令和元年度、令和2年度、令和3年度と同様であった。

民間団体との連携・活動に対する支援の実績  
(都道府県数、複数回答あり)



### 【その他の主な活動】

- ・ 地区保健委員による不法投棄対策事業の実施
- ・ 水産多面的機能発揮対策事業（浮遊・堆積物の除去）
- ・ 障害福祉サービス事業所の職員及び利用者による海岸清掃等
- ・ 海面環境保全事業を活用した漁港付近の海面清掃
- ・ 漁業者が漁業活動を通して回収した漂流ごみの処分を地元自治体で実施
- ・ 高等学校等と連携し、「海辺の漂着物調査」を実施
- ・ 新機能リサイクルボックスの導入
- ・ ビーチクリーナーを活用した定期的な砂浜清掃の委託

### 海岸漂着物等の処理等の推進に寄与した者の表彰実績

| 表彰の実施状況 | 都道府県数 | 都道府県名                           |
|---------|-------|---------------------------------|
| 表彰した    | 8     | 富山県、静岡県、三重県、広島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県 |
| 表彰していない | 39    | 上記以外の都道府県                       |
| 計       | 47    |                                 |

### 【表彰者の具体的な活動内容】

- ・ 海岸の環境美化と環境教育の推進に貢献
- ・ 海岸清掃体験バスツアーの講師として普及啓発に貢献
- ・ 海水浴場の環境衛生や安全な利用に貢献
- ・ 市内小中学生を中心にごみ減量に関するポスターの募集を行い、啓発活動に活用する作品を優秀作品として表彰
- ・ 野良猫・カラス対策のためのごみボックスの製作などの整備
- ・ ウミガメの環境保全活動やアライグマの防除活動

## 7. 民間団体等との連携-実施したい取組-（法第25条）

- 自治体が民間団体等との連携により今後実施したい取組として、清掃活動や普及啓発活動、プラスチックの資源循環に関わる取組が挙げられた。
- 漂着物回収のネットワーク化や、機械による収集など、より効率的な清掃活動への取組が挙げられた。

### 民間団体等との連携により実施したい取組

#### 【情報発信・発生抑制】

- 環境美化活動等への協力や後援
- 陸域部における散乱ごみ対策
- 民間団体によるごみ箱の設置と市による海岸利用者等により集まったごみの回収

#### 【プラスチック資源循環】

- 飲食店等におけるワンウェイプラスチック容器の転換事業
- 市内での廃漁網・ロープ等のリサイクル
- 市内事業所等と連携した使い捨てプラごみ削減事業

#### 【清掃活動】

- 住民団体が自主的に行う漂着物の回収をネットワーク化する取組を支援
- 小売店等と連携したごみ拾いキャンペーン
- 海ごみ削減に関する県下一斉啓発
- 清掃イベント等のクリーン運動の拡充
- 機械による漂着ごみ収集、海洋プラスチックの再利用
- スポGOMI大会の後援等による連携
- 補助金を活用したボランティアによる海岸清掃

## 7. 民間団体等との連携-課題-（法第25条）

- 清掃活動に関連する課題として、予算の確保、人材育成や人材不足、清掃により回収したごみの処理方法が挙げられた。

### 実施にあたっての課題

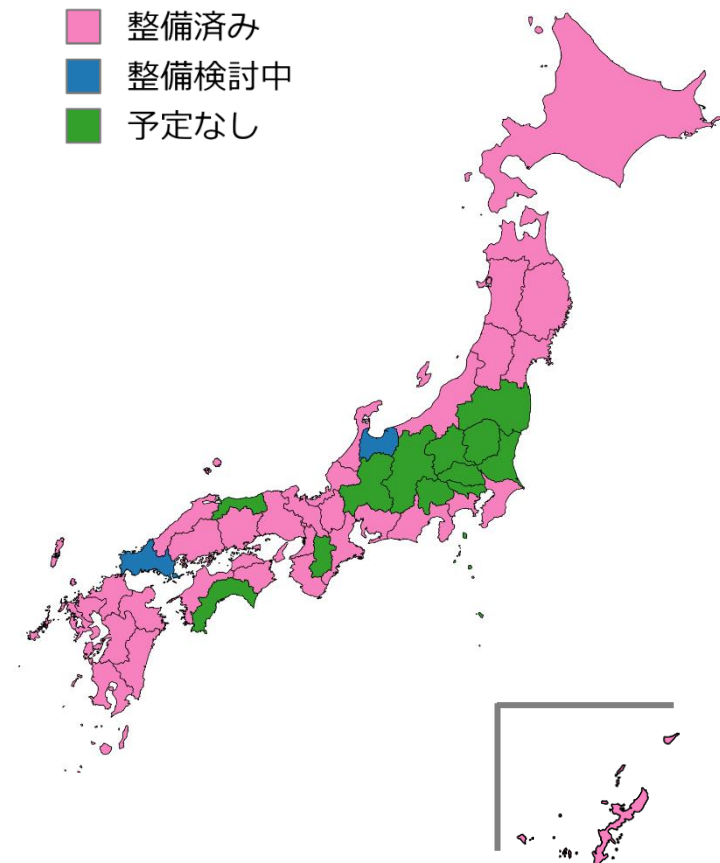
- 予算確保が困難（国庫補助対象にしてほしい、ボランティアによるごみの回収イベントにかかる費用も普及啓発事業として、補助対象にしてほしい、処理困難物の処理費が高いなど）
- 取組を行う民間団体の育成
- 当事者意識の醸成（そもそも清掃活動に関心のある人しか参加しないため）
- ボランティアスタッフの高齢化及び人員不足（若い世代が参加しやすい環境づくり）
- 国や県の管理地を団体が自主的に清掃した際のごみ処理方法

## 8. 漁業者の協力による海洋ごみ回収・処理の推進体制（法第25条）

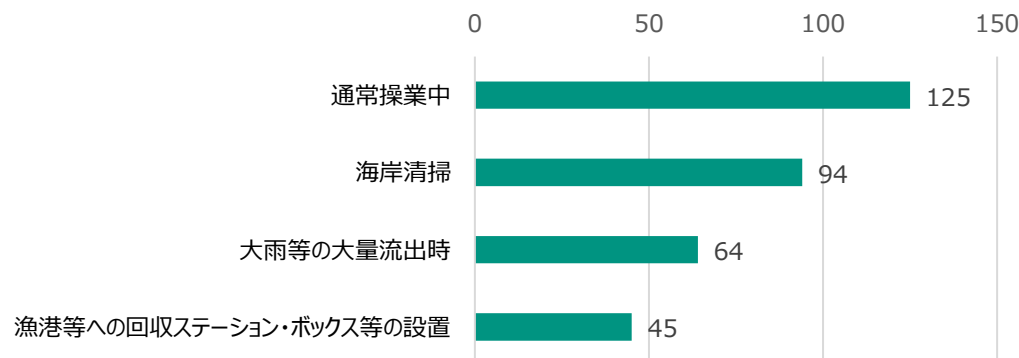
- 漁業者の協力による海洋ごみ回収・処理の推進体制について、33道府県が整備済み。令和元3年度も33道府県で変化はなかった。
- 2県が整備中または整備検討中。

| 整備状況             | 都道府県数 | 都道府県名                                                                                                                                  |
|------------------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 整備済み<br>(令和5年時点) | 33    | 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、千葉県、神奈川県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 |
| 整備検討中            | 2     | 富山県、山口県                                                                                                                                |
| 予定なし             | 12    | 福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、山梨県、長野県、岐阜県、奈良県、鳥取県、高知県                                                                                        |
| 計                | 47    |                                                                                                                                        |

- 整備済み
- 整備検討中
- 予定なし

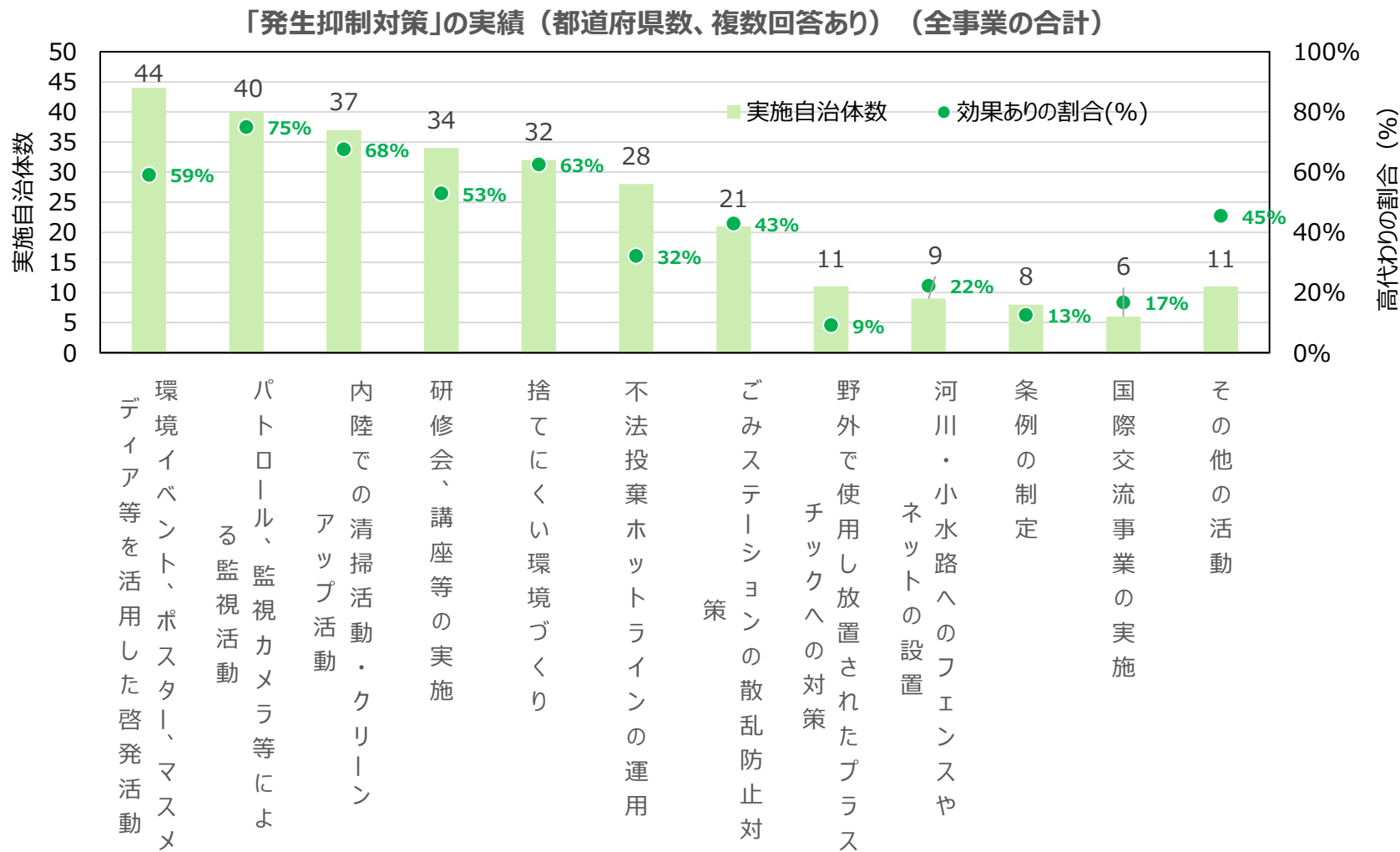


ごみ回収の取組  
(全事業の合計件数、複数回答あり)



## 9. 発生抑制対策（法第23条、第26条、第27条）

- 最も多く実施されたのは環境イベント等の啓発活動、次いでパトロール等による監視活動であった。一方で、実施した活動のうち、効果を感じた割合が最も高かったのは、パトロール等による監視活動であった。これらの傾向は令和2年度、令和3年度と同様であった。



## 9. 発生抑制対策（法第23条、第26条、第27条）

- その他活動として、海岸清掃に対する支援、チラシ等を用いた普及啓発活動、学校・教育委員会と連携した環境教育などが行われた。

| 自治体  | 発生抑制対策                                                                                                               |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 宮城県  | 年2回、中心市街地への「ポイ捨て禁止」横断幕の掲出を実施                                                                                         |
| 秋田県  | ごみ拾いSNS「ピリカ」を活用し、身近な地域での県民の自主的なクリーンアップ活動を促進                                                                          |
| 神奈川県 | 海岸利用者に対してごみの持ち帰り呼びかけ運動                                                                                               |
| 福井県  | 清掃ボランティア団体へのごみ袋等の支給による活動の支援                                                                                          |
| 岐阜県  | 岐阜県「清掃活動ウェブサイト」クリーンアックぎふ～海まで届け清流！の開設                                                                                 |
| 静岡県  | ボランティアが河川へ流入したプラスチックごみを回収した後の収集支援<br>シルバー人材センターに委託し、市内の不法投棄ごみを回収<br>マイボトル推奨のためのウォーターサーバー設置／市施設設置の自動販売機でのペットボトル飲料販売削減 |
| 愛知県  | 海洋ごみ発生抑制に関する川柳コンテストの開催                                                                                               |
| 京都府  | 学校・教育委員会と連携した環境教育の実施                                                                                                 |
| 岡山県  | 自発的、継続的な清掃ボランティア体制の構築                                                                                                |
| 香川県  | ホームページで不法投棄情報の発信                                                                                                     |

## 9. 発生抑制対策-得られた効果- (法第23条、第26条、第27条)

- 普及啓発活動、不法投棄対策のパトロールや監視カメラ設置、清掃活動等により、発生抑制対策における一定の効果が確認された。

### 得られた効果

- クリーンアップ活動の件数及び参加人数の増加
- 子ども世代（小学生等）へ発生抑制対策を働きかけることによる親世代への波及効果
- 環境イベントを実施したことによる、沿岸部・内陸部における発生抑制対策
- ごみステーションの散乱防止対策実施による良好な生活環境の維持
- 大規模イベントにおける使い捨てプラスチックごみの削減
- 海岸漂着物の発生抑制に関する県民意識の醸成
- パトロールの実施により不法投棄の多発箇所の把握、不法投棄多発地域における投棄数の減少
- 施設の景観維持や地域内のイメージアップ
- 事業に参加した住民に対する、海洋プラスチック問題の周知
- ごみの適正処理に対する意識・理解の向上
- 自発的、継続的な清掃ボランティア体制の構築
- 林地残材の河川への流出抑制、河川ごみの海への流出抑制

## 9. 発生抑制対策-検討課題1-（法第23条、第26条、第27条）

- 課題としては、定量的な効果の検証や無関心層への啓発が困難であること、内陸自治体との連携、不法投棄・ごみのポイ捨てに対する対策などが挙げられた。

### 検討課題

#### 【全般】

- 定量的な効果の検証が困難
- 継続的な啓発体制の整備と、効果的な啓発活動の方法
- 海ごみ問題の認知度の更なる向上と清掃活動の拡大
- 地域間での連携（市町村単独の実施には限界があるため）
- 内陸部の県民への意識改革、行動変容
- 人員不足
- 予算の確保が困難

#### 【清掃活動】

- 内陸部への散乱ごみ対策の促進
- コロナ禍でのイベント中止による、海岸清掃に対する地域住民等の意識の希薄化

#### 【普及啓発】

- 無関心層への働きかけ方
- ゴミステーション未整備地区への普及
- 観光客等の利用者に対するごみの分別やごみの持ち帰り等のルールの周知

#### 【不法投棄・散乱ごみ対策】

- 不法投棄の多発箇所における再発防止策、不法投棄の行為者特定
- 既存の不法投棄の処分
- 土地所有者の協力が得られない箇所での不法投棄に対する処置
- 河川敷等へのゴミのポイ捨てや不法投棄の対策
- 不法投棄の早期発見、早期撤去の実施

## 9. 発生抑制対策-今後実施したい-（法第23条、第26条、第27条）

- 今後実施したい発生抑制対策として、使い捨てプラスチックの使用削減の推進、陸域の散乱ごみや不法投棄対策、学生や観光客等幅広い層に向けた普及啓発活動等が挙げられた。

### 今後実施したい発生抑制対策

- 海岸漂着物組成調査における調査地点の増加
- 内陸市町村の住民に対する海岸漂着ごみ問題の啓発活動
- 内陸部における散乱ごみ対策、清掃活動
- 不法投棄多発箇所のパトロールやごみステーションの散乱防止対策の強化
- 飲食店等におけるワンウェイプラスチック容器の転換事業
- 市内で活動が盛んなスポーツイベント等を活用した清掃活動
- 清掃体験プログラムの提供など、体験型の取組
- 発生源別（生活系、農業系、漁業系）の効果的な対策を関係部局と連携して検討
- 地元小学校への環境教育、啓発活動（環境保全や美化に対する意識醸成を図るため）
- コロナ禍で実施できなかった体感型の啓発活動
- 県内外の観光客やレジャー客に対する啓発
- 市内事業所等と連携した使い捨てプラごみ削減事業
- 環境イベント、ポスター、マスメディア等を活用した啓発活動
- 環境美化に関するポスターコンクールの開催
- ワンウェイプラスチックの削減に向けた、マイボトル運動推進や素材代替に係る取組の支援
- 不法投棄監視カメラの増設

# 10. 地方公共団体同士の連携－令和4年度の取組－

- 令和4年度に地方公共団体同士の連携により実施した取組について、一斉清掃や不法投棄防止パトロール、普及啓発活動、広域での地域計画策定の検討等が挙げられた。

## 令和4年度において実施した取組

- 福島・宮城県境における関係機関による合同パトロールの実施
- 処理困難物の保管場所への運搬及び処理困難物以外の収集運搬、処分
- 合同清掃活動の実施
- 小学校児童を対象にした環境イベントの実施
- 海岸清掃イベントの実施
- 海洋ごみ発生抑制のバスツアー開催
- 浜名湖プラスチックごみ学習会を開催
- 不法投棄防止統一パトロールの実施
- 伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画の策定に向けた検討を実施
- 河川内のごみ対策（発生源対策、清掃活動の支援等）の実施
- 瀬戸内海プラごみ対策ネットワーク及び関西広域連合プラスチック対策検討会での取組
- スポG O M I 大会の開催
- 日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃（日本海沿岸の日韓8県市道が連携した一斉清掃を実施）
- 海ごみ対策プロジェクトにおける、河川ごみ調査及び一斉清掃の実施
- 海を守ることを呼び掛ける共通の啓発物（タオルなど）の作成、配付
- 市内の海岸地域へ監視カメラの設置（市が県からの監視カメラの借用制度を活用）

# 10. 地方公共団体同士の連携－今後実施したい－

- 今後実施したい取組として、発生抑制対策や普及啓発活動の実施、情報共有等が挙げられた。

## 今後実施したい取組

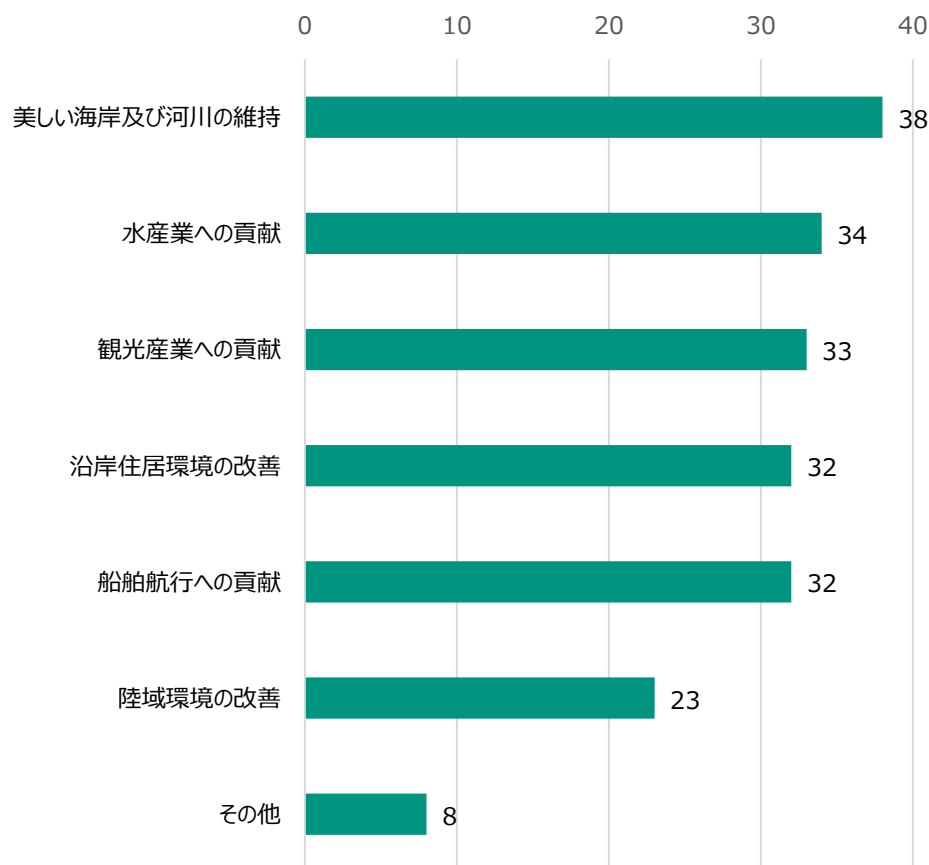
- 河川へのゴミ回収ネット設置（収集したゴミの回収費用が課題）
- 隣接、流域圏での清掃活動
- 海流調査から漂着物の流れを分析し防波堤や消波ブロック等を新設することで、ごみの集積場所をまとめる取組
- 海洋ごみ対策推進広域計画に基いた発生抑制対策の実施
- 漂着ごみの原因となる海洋へのごみ投棄の抑制
- 広域基幹林道で隣接する市町合同のパトロールや清掃活動
- 広域的な海洋ごみの実態把握調査、発生抑制対策の実施（調査結果の評価や対策の効果検証方法が課題）
- 県境を越えた調査やイベント、調査結果を活用した特定のごみや製品を対象にした発生抑制対策
- 1級河川流域での発生抑制事業
- 地元住民及び漁業協同組合等と連携した啓発活動の実施
- 河川の上流部と下流部の連携／内陸部での意識啓発活動
- 警察との監視体制・取締り等のさらなる強化
- 海岸漂着物の処理に対する意識統一、手続きの簡素化
- 河川を活用した美化推進を図るための体験型イベント

# 11. 補助金によって得られた具体的な効果

- 海岸及び河川環境の維持や観光産業への貢献だけでなく、水産業への貢献といった効果を挙げる都道府県も多かった。

補助金によって得られた具体的な効果

(都道府数、複数回答あり)



## 【その他の事例】

- ・ マイクロプラスチック調査の実施と公表
- ・ 海岸漂着物発生特性対策、美化啓発による人々の美化意識の向上
- ・ 沿岸部の住民の生活環境の保持
- ・ 環境美化啓発イベントツアーを通じた、県民のプラスチックごみ問題に対する意識の啓発
- ・ 内陸部における海洋ごみの啓発
- ・ アカウミガメの産卵地の保全
- ・ 内陸部での漂着ごみ問題に対する意識醸成、普及啓発

---

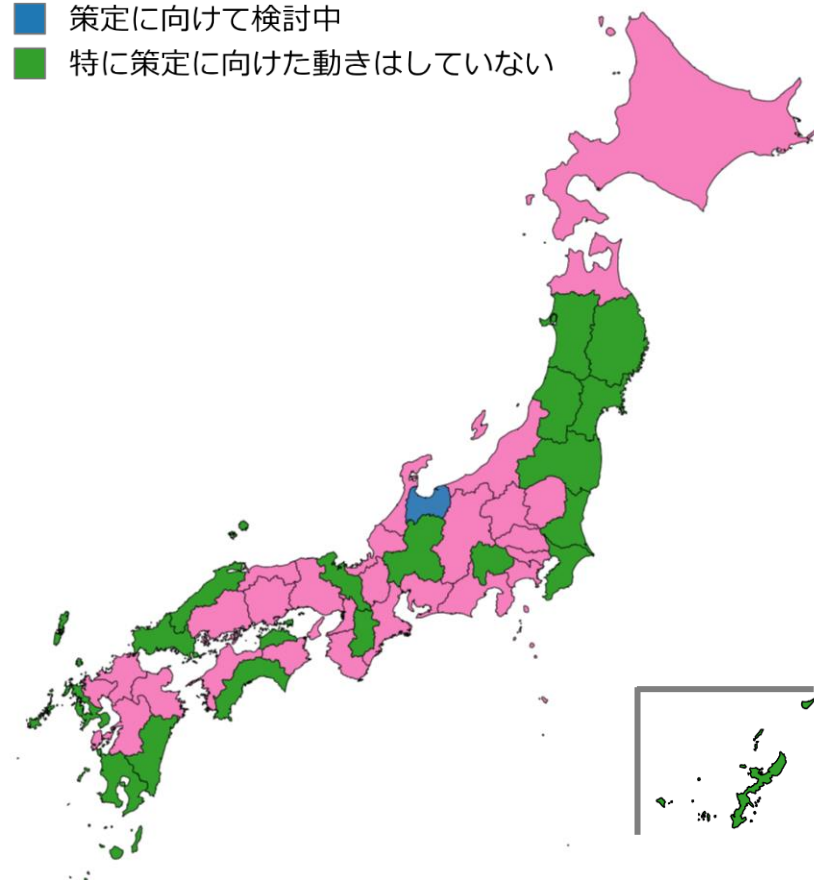
# 海洋プラ問題などに関する各都道府県の方針と課題

## 12. 方針、計画、ビジョン、宣言等の策定・改定

- 平成30年度～現在までに28都道府県が方針、計画、ビジョン、宣言等の策定を実施。令和3年度は26府県、令和2年度は24都道府県であり、増加が続いている。
- 富山県が策定に向けて検討中。

| 新たな宣言などの策定・改定    | 都道府県数 | 都道府県名                                                                                                                                                                   |
|------------------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 実施した             | 27    | <p><u>令和4年度までに実施：</u><br/>北海道、青森県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、福井県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、徳島県、愛媛県、福岡県、佐賀県、熊本県</p> <p><u>令和5年度に実施：</u><br/>大分県</p> |
| 策定に向けて検討している     | 1     | 富山県                                                                                                                                                                     |
| 特に策定に向けた動きはしていない | 19    | <p>岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、山梨県、岐阜県、京都府、奈良県、島根県、山口県、香川県、高知県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県</p>                                                                                     |
| 計                | 47    |                                                                                                                                                                         |

- 実施した
- 策定に向けて検討中
- 特に策定に向けた動きはしていない



## ■ 宣言名

おおいたプラごみゼロ宣言 ～ かけがえのない自然環境を次の世代に ～

## ■ 概要

おおいたうつくし作戦県民会議※<sup>1</sup>と大分県では、これまで美化活動やレジ袋削減の取組等を実施してきました。今後は、これまでの取組に加え、県民・事業者・行政が連携し、新たに発生するプラスチックごみゼロを掲げ、県民総参加で取り組んでいくことを宣言します。

※<sup>1</sup> 大分県内の学識経験者など委員79人で構成される県民会議。環境保全に関する広報や具体的な環境施策について検討する。

## ■ 目指す姿

かけがえのない自然環境を次の世代へ確実に継承するため、県民・事業者・行政が連携、協力し、美しく快適な大分県づくりを目指します。

## ■ 主な取組

- ・プラスチック削減に取り組む事業者の認証制度を創設（おおいたグリーン事業者認証制度※<sup>2</sup>）
- ・継続的なプラスチック削減に向けた整備を行う事業者への支援（プラスチック削減事業者への補助金）
- ・ペットボトル（キャップ）回収による参加型啓発活動
- ・プラスチックごみ削減行動へのポイント付与
- ・海洋プラスチックごみ発生源調査



※<sup>2</sup> 認証ロゴマーク



おおいたグリーン事業者  
認証制度

# 13. 各都道府県からの課題、提案、要望

- 各都道府県から挙げられた課題、提案、要望を以下に列挙する。

## 【発生抑制・調査】

- 住民の行動変容を促す効果的な方策について情報を提供してほしい。
- 発生抑制のための広域的な普及啓発事業を実施するにあたって、定量的な発生抑制効果の検証を行うためのモデル手法や事例を示してほしい。
- 河川からの流入ごみ対策について、引続き対策の推進を要望する。
- 東アジア等の主な海洋ごみ排出国への対策に向けた要請等を強化してほしい。

## 【回収・処理】

- 海岸管理者のいない海岸における占有者の処理責任を明確化してほしい。
- 各河川の橋脚や河床に流出待機流木があるが河川管理者は撤去を実施しない場合があるため、出水後は海岸に大量の大量の木が漂着する傾向にある。

## 【その他】

- 海岸漂着物の発生抑制に関する啓発のあり方について指針が示されているが、より具体化した方向性や問題意識を示してもらえると対策に取り組みやすい。

## 【財政支援】

- 大量の海岸漂着物が押し寄せたことにより、現在の補助額内では処理しきれない。海岸漂着物等の回収・処理には一部地域負担も生じており、市町村の希望額どおりに配分できない状況にあるため、必要な予算の安定的な確保を要望する。
- 民間団体等がボランティアにより回収した海岸漂着物等は一般廃棄物とされていることから、大量の海岸漂着物等の処理に苦慮している市町村もある。
- 国庫補助の対象から普及啓発が外れたことに関し、具体的な基準が示されていないことで事業計画の策定に支障になっている。
- 目に見えて効果が定量化できない事業も含めて、発生抑制に係る事業についても補助対象として頂きたい。
- 海岸漂着物等地域対策推進事業の令和6年度以降の継続及び事業の更なる充実と強化を要望する。
- 地域環境保全対策費補助金に係る予算を安定的かつ十分に確保していただきたい。